

高速炉等機器・配管系の動的解析及び試験作業に関する労
働者派遣契約

仕様書

1. 目的

本仕様書は、高速炉等機器・配管系の動的解析及び試験に関する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

- (1) 高速炉機器の有限要素法解析に係る業務
 - ① 高速炉機器の解析モデルの作成及び解析の実施
 - ② 解析結果を用いた強度評価の実施
- (2) 配管要素試験の実施管理に係る業務
 - ① 配管要素試験の実施及びその準備
 - ② 配管要素試験でのデータ収録の実施及びその計測準備
- (3) 付帯業務
 - ① 解析及び試験結果の分類・分析(関連する過去に取得した結果の整理を含む)
 - ② 結果を示す図・表・グラフ及び技術資料の作成
 - ③ 上記、密接不可分・一体的に行われる付帯業務で、派遣労働者の就業場所において自他の業務に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 技術的要件

- ・汎用有限要素解析コード(ABAQUS・FINAS・FINAS/STAR)による解析の経験を有すること。
- ・有限要素法プリ・ポスト処理ソフト(PATRAN・FEMAP)によるデータ処理の経験を有すること。
- ・作業員等は、プログラム言語(Fortran, VBA, MATLAB)によるプログラムの作成に必要な基本的知識・技能を示すものとして基本情報技術者又はそれに相当する資格を有すること。
- ・日本電気協会原子力発電所耐震設計技術指針及び技術規程(JEAG・JEAC), 日本機械学会発電用原子力設備規格設計・建設規格や事例規格に示される手順に基づいた機器・配管等の設計評価を実施する知見・技術を有していること。
- ・配管要素試験の実施及び計測に関する経験を有すること。

(2) 業務遂行に派遣労働者が具備すべき条件

- ・職務上の問題点を複数の専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できる。

- ・指示された作業を把握し、問題なく対応できる。
- ・耐震工学に関する専門的な知見を踏まえ、仕様に沿ったプログラムを作成できる。

(3) 派遣労働者の条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者及び60歳以上の者」に限定しない

(4) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- ・役職なし。

4. 組織単位

大洗原子力工学研究所 高速炉研究開発部 構造信頼性・材料技術開発グループ

5. 就業場所

(所在地) 〒311-1393 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002 番地

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

高速炉研究開発部 構造信頼性・材料技術開発グループ

FBR サイクル国際研究開発センター(Fセルボ)

メカトロニクス応用研究棟

その他、指揮命令者と事前に定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。

その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 高速炉研究開発部

構造信頼性・材料技術開発グループ グループリーダー

TEL : 029-267-1919(内線 6828)

7. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月19日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることができる。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 終業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 9時00分から17時30分まで

(2) 休憩時間 12時から13時まで

ただし、当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

なお、就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。

なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 運営管理部 労務課 副主幹

11. 派遣人員

1名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

(1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）

(2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）

(3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）

(4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）

(5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。

(6) その他契約上必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (2) 派遣元会社は、派遣労働者に対し、日本原子力研究開発機構の情報セキュリティに関する規則等を遵守させる措置を講ずること。
- (3) 派遣元会社の派遣労働者が本仕様書の定める業務従事中に行った職務に属する発明、考案、創作または著作（プログラムを含む）、その他すべての知的財産は、日本原子力研究開発機構の知的財産取扱規程（令 05（規程）第 78 号）等の規則に従うものとする。

— 以上 —